

4 バリアフリー化の推進に向けて

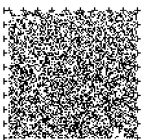
(1) 持続的なバリアフリー化のためのしくみ

本市では、吹田市バリアフリー推進協議会を継続して開催し、市全体のバリアフリー化の実現を図ります。

(2) 持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）

今後とも住民や事業者、高齢者、障がい者などの意見や提案などを踏まえて基本構想を作成し、移動等円滑化の状況を把握しながら計画の改善を図ります。特にこれまで実施した整備状況のチェック及び評価を行いながら、構想のスパイラルアップを図るとともに、おおむね5年おきに基本構想の見直しを行います。

また、目標年次となる令和8（2026）年度には、基本構想の改定を行います。

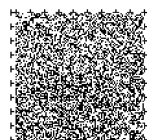


(3) バリアフリー化に向けた責務と役割

ほんきほんこうそう くに ちほうこうきょうだんたい しせつせつちかんりしゃ こうあんいいんかい しみん
本基本構想は、国・地方公共団体・施設設置管理者・公安委員会・市民が、それぞれ
の役割と責務を果たすことによって、バリアフリー化を実現していく
ことを前提として作成しています。このため、前提条件が整わないときに
は、バリアフリー整備目標や事業の実現時期が遅れることがあります。

こんご じぎょう えんかつ すず すいたし かんけい
今後、事業が円滑に進められるよう、吹田市はもとより、それぞれの関係
機関において、必要な資金の確保や地域との合意形成にむけた理解と調整
などの最大限の努力を必要とします。

また、真にバリアフリー化を実現するためには、ハード整備だけでなく、
一人ひとりの理解と協力が不可欠となります。したがって、市民は高齢者、
障がい者などの円滑な移動及び施設の利用を確保することの重要性につ
いて理解を深めるとともに、視覚障がい者誘導用ブロックへの自転車の放置、
身体障がい者用駐車スペースへの駐車などによる高齢者、障がい者など
の施設の利用などを妨げないよう配慮することや、必要に応じて高齢者、
障がい者などの移動や施設の利用を手助けするなど、バリアフリー化に向
けて積極的に協力することが重要となります。



たんとう 担当	やくわり 役割	せきむ 責務
くに 国	<p>いどうとうえんかつか そくしん かん きほん ・移動等円滑化の促進に関する基本 ほうしん さだ 方針を定めます。</p> <p>いどうとうえんかつかきじゆん さだ き ・「移動等円滑化基準」を定め、基 じゆんてきごうせい しんさ にんていおよ じぎょう 準適合性を審査し、認定及び事業 じっし かんこく 実施を勧告します。</p> <p>しちようそん さくてい きほんこうそう じよげん ・市町村が策定する基本構想への助言 おこな を行います。</p>	<p>いどうとうえんかつか そくしん ひつよう ・移動等円滑化を促進するために必要 しきん かくほ た そち こう な資金の確保その他の措置を講ずる つと よう努めます。</p> <p>いどうとうえんかつか かん けんきゆうかいほう ・移動等円滑化に関する研究開発の すいしんおよ せいか ふきゆう つと 推進及びその成果の普及に努めま す。</p> <p>こうほうかつどう つう いどうとうえんかつか ・広報活動などを通じて移動等円滑化 そくしん かん こくみん りかい ふか の促進に関する国民の理解を深める つと よう努めます。</p>
ちほう 地方 こうきょう 公共 だんたい 団体	<p>たんどくまた きょうどう きほんこうそう さくせい ・単独又は共同して基本構想を作成 します。</p> <p>かくしせつ とくていじぎょうじっし しせつ ・各施設について特定事業実施を施設 せっちかんりしゃ ようせい 設置管理者に要請します。</p>	<p>くに しさく じゆん いどうとうえんかつか ・国の施策に準じて移動等円滑化を そくしん ひつよう そち こう 促進するために必要な措置を講ずる つと よう努めます。</p>
こうあん 公安 いいんかい 委員会	<p>たんどくまた きょうどう こうつうあんぜんとくてい ・単独又は共同して「交通安全特定 じぎょうけいかく さくせい じっし 事業計画」を作成し実施します。</p>	<p>きほんこうそう さくせい きょうりよく ・基本構想の作成に協力します。</p>
しせつせっち 施設設置 かんりしゃ 管理者	<p>きほんこうそう そく とくていじぎょうけいかく ・基本構想に即して特定事業計画を さくせい じっし 作成し実施します。</p>	<p>きほんこうそう さくせい きょうりよく ・基本構想の作成に協力します。</p> <p>しんせつしせつ いどうとうえんかつか ・新施設についての「移動等円滑化 きじゆん てきごうぎむ 基準」適合義務。</p> <p>きそんしせつ いどうとうえんかつか ・既存施設についての「移動等円滑化 きじゆん てきごうどりよくぎむ 基準」適合努力義務。</p>
しみん 市民	<p>こうれいしゃ しょう しゃ えんかつ いどうおよ しせつ りよう かくほ きょうりよく ・高齢者、障がい者などの円滑な移動及び施設の利用を確保するために協力 つと するよう努めます。</p>	

